

日暮里駅前イベント広場等使用要綱

平成 24 年 4 月 24 日制定
23 荒 都 再 第 183 号
(副 区 長 決 定)
平成 25 年 4 月 1 日一部改正
令和 8 年 5 月 26 日一部改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、日暮里駅前イベント広場（以下「イベント広場」という。）において、荒川区（以下「区」という。）及び地域住民、団体等が一体となって日暮里駅周辺地域の活性化及び賑わいの創出等に寄与するイベント等を実施する場合における必要な事項について定めるものとする。

(使用範囲)

第 2 条 本要綱に基づき使用することができるイベント広場の範囲は、別紙「日暮里駅前イベント広場使用範囲図」のうち、道路及び広場状空地とする。

(運営管理者)

第 3 条 イベント広場の運営管理者は、実施されるイベント等を所管する課長とする。
2 運営管理者は、イベント広場をイベント等で使用する際の管理を行うものとする。

(使用期間)

第 4 条 イベント広場は、同一人又は同一団体が引き続き 3 日間を超えて使用することができない。
2 前項の規定にかかわらず、ステーションガーデンタワー管理組合（以下「広場状空地管理者」という。）が認めたときは、同項に定める期間を超えて引き続き使用することができる。

(使用時間)

第 5 条 イベント広場の使用時間は、使用に係る設営及び撤去に要する時間も含めて午前 8 時から午後 8 時までの間の時間とする。ただし、広場状空地管理者が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(イベント広場使用の実施主体)

第 6 条 次の各号のいずれかに該当する地域住民、団体等（以下「実施主体」という。）は、区の主催若しくは共催又は後援によってイベント等を実施する場合、イベント広場を使用することができる。
(1) 区を含む地域住民、団体等の関係者からなる協議会等
(2) 区が支援するイベント等を実施する地域住民、団体等
(3) 町会、商店街及びこれらが中心となって組織された団体
(4) その他区長が認めたもの

(使用制限)

第 7 条 実施主体は、次の各号のいずれかに該当するイベント等を実施することができ

ない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるもの
 - (2) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になるもの
 - (3) 特定の政治団体、宗教団体、個人等の利益となるもの
 - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条に定める営業及びこれに類するもの
 - (5) 署名、勧誘、キャッチセールス等の行為を含むもの
 - (6) イベント広場の管理運営上、支障があると認められるもの
 - (7) 施設及び設備を損傷するおそれがあるもの
 - (8) 異常な騒音、臭気等の発生が予想されるもの
 - (9) 法令に違反し、又は違反するおそれのあるもの
 - (1 0) その他使用を制限することが必要であると区長が認めるもの
- 2 実施主体は、イベント等の実施に当たっては、東京都屋外広告物条例（昭和 2 4 年東京都条例第 1 0 0 号）の規定に違反してはならない。
- 3 イベント広場の使用者は、演奏その他の音の出るイベントを行う場合は、広場状空地管理者が別途定める基準に従うものとする。
- 4 前 2 項に規定するもののほか、イベント広場の使用制限については、区長が別途定めることができる。

（使用申請）

- 第 8 条 実施主体の代表者（以下「代表者」という。）は、イベント等の実施の日の 3 0 日前までに、広場状空地管理者にイベント広場の使用の申請を行い、承認を受けなければいけない。ただし、広場状空地管理者が認めたときは、3 0 日前を過ぎても申請することができる。
- 2 承認は、申請の先着順とする。ただし、必要な場合に限り、広場状空地管理者は調整ができるものとする。
- 3 代表者は、道路部分を使用する場合にあっては、第 1 項の承認後、荒川区防災都市づくり部土木管理課（以下「土木管理課」という。）に道路占用許可申請をしなければならない。
- 4 代表者は、イベント等を実施するに当たり、道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 7 7 条の規定による道路の使用の許可を受ける必要がある場合には、所轄警察署の指示に従わなければならない。

（予約）

- 第 9 条 イベント広場の使用に当たり、代表者は、申請を行う前において、土木管理課が定める方法により予約をすることができる。
- 2 実施主体は、使用日の 1 年前から予約することができるものとする。
- 3 予約の申請の受付日が区の休日に当たるときは、当該日の直後の平日を受付日とする。

（使用の可否の通知）

- 第 1 0 条 土木管理課は、第 8 条第 3 項における道路占用許可申請を許可したときは、その旨を運営管理者と広場状空地管理者に通知しなければならない。

（料金）

第 1 1 条 イベント等によって広場状空地を使用するに当たっては、広場状空地管理者に対して料金を支払わなければならない。

2 前項の料金は、「日暮里駅前イベント広場管理・活用協定書」に定める額とする。

（イベント等の内容変更）

第 1 2 条 代表者は、申請書の内容を変更する場合は、運営管理者と協議の上、広場状空地管理者に通知し、広場状空地管理者の指示を受けるものとする。

（使用権の譲渡等の禁止）

第 1 3 条 代表者は、使用の権利を第三者に譲渡し、又は承認を受けた目的以外にイベント広場を使用してはならない。

（使用承認の取消し）

第 1 4 条 広場状空地管理者及び運営管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、代表者への催告その他の手続を要することなく、イベント広場の使用を取り消し、又は使用の制限若しくは停止をすることができる。

（ 1 ） 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。

（ 2 ） 使用の条件に違反したとき。

（ 3 ） 法令又はこの要綱に違反しているとき。

（ 4 ） 広場状空地管理者又は運営管理者の指示に従わなかったとき。

（ 5 ） 災害その他の事故によりイベント広場の利用ができなくなったとき。

（ 6 ） イベント等の内容等により、一般の道路使用者に危険を生じさせるおそれがあるとき。

（ 7 ） 工事その他の都合により広場状空地管理者又は運営管理者が特に必要と認めたとき。

（ 8 ） 施設等の管理又は運営上、やむを得ない事由が生じたとき。

（使用の取下げ）

第 1 5 条 代表者は、自己の都合によりイベント広場の使用を取り下げる場合には、速やかに広場状空地管理者に届け出なければならない。

（原状回復の義務）

第 1 6 条 イベント等に関する資機材等の調達、設置、撤去等に係る作業は、代表者の責任において実施するものとする。

2 代表者は、イベント広場及びその外周歩道（以下「イベント広場等」という。）を承認の内容及び条件等に従って適正に管理し、破損、汚損等のないよう十分な措置を講じなければならない。

3 代表者は、イベント等に関する資機材等を撤去したときは、イベント広場等を原状回復するとともに、清掃し、ゴミ等は全て持ち帰らなければならない。第 1 4 条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも、同様とする。ただし、運営管理者が現状に回復することが不適当と認めた場合は、この限りでない。

4 運営管理者は、代表者に対して、前項本文の規定による原状の回復又は前項ただし書の規定による原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をする

ことができる。

（損害の補償）

第 17 条 代表者は、イベント広場等の使用によって、区又は第三者に損害を与えたときは、代表者の責任において、補償等の適切な措置をしなければならない。

2 代表者は、使用前にイベント広場等の毀損及び汚損等を発見した場合には、速やかに運営管理者に通報しなければならない。

（イベント等の実施についての責任）

第 18 条 イベント等の実施に当たっては、代表者は、運営管理者に対して、次の各号に定める事項を保障しなければならない。

（１）イベント等の実施に関する一切の責任は代表者が負うものとし、広場状空地管理者及び運営管理者は一切の責任を負わないこと。

（２）イベント等が第三者の権利を侵害するものでないこと及びイベント等に関する財産権の全てにつき権利処理が完了していること。

（その他）

第 19 条 代表者は、自らの責任で電気及び水道を調達するものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、イベント等の実施に関して必要な事項は荒川区公有財産管理規則（昭和 39 年規則第 9 号）の規定に従うほか、防災都市づくり部長が別に定める。

附則（平成 24 年 4 月 24 日）

1 この要綱は平成 24 年 5 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条、第 9 条、第 11 条から第 14 条、第 16 条及び第 17 条の規定は、平成 24 年 6 月 15 日以降に実施するイベントから適用する。

附則（平成 25 年 4 月 1 日）

この要綱は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 8 年 5 月 26 日）

この要綱は令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

日暮里駅前イベント広場 使用範囲図

